

# 大分県感染症対策連携協議会設置要綱

## (目的)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第10条の2第1項の規定に基づき、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、大分県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策の実施について協議するとともに、構成員の連携の緊密化を図ること
- (2) 予防計画の策定、変更に関し協議すること
- (3) 予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有すること
- (4) 大分県医療計画（新興感染症）の策定、推進及び進行管理に関すること
- (5) その他感染症対策の推進に必要な事項の検討に関すること

## (組織)

第3条 協議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に属する者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 大分県
- (2) 保健所設置市
- (3) 感染症指定医療機関
- (4) 診療に関する学識経験者の団体
- (5) 消防機関
- (6) その他の関係機関

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

## (専門部会)

第6条 協議会の所掌事務を分担させるため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の事務局は、福祉保健部健康政策・感染症対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 大分県感染症対策連絡会議設置要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。